

# 事業提案型公募に向けた“対話”のすすめ方

## 1 対象事業 江上町市有地売却

## 2 対話の目的等

### (1) 対話の目的

今回実施する事業提案型公募に向けた対話への参加事業者の募集は、実際に土地を購入し、施設の建設を行う事業者を募集するものではなく、本市が事前に民間事業者と対話をすることで、現在の不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握しながら、地域貢献にもつながる土地利用を誘導できる事業者公募に向け、今後の募集要項の作成や条件整理に役立てることを目的としたものです。

一方、対話参加事業者においては、事業者公募を視野に入れて対話を行うことにより、公募段階では、本市の意図を十分に理解したうえでの事業提案が可能となります。

### (2) 対話から期待される効果

- ・民間事業者に行政の関心事や重視している点を正確に伝えることで、地域貢献につながる土地利用計画の提案を促すことが可能となります。
- ・不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い募集要項を作成することで、現実的で適正な土地利用を誘導することが可能となります。

## 3 対話の流れ

(1) 市有地売却に係る“対話”の実施について公表



(2) 質問の受付・回答



(3) 対話の予約・受付（事業者によるエントリーシートの提出）



(4) 対話日時及び場所の決定・通知



(5) “対話”の実施



(6) 対話結果（概要）の公表

## (1) 市有地売却に係る“対話”の実施について公表

募集条件（骨子）や対話のすすめ方を西宮市ホームページにて公表し、対話への参加事業者を募集します。

## (2) 質問の受付・回答

対象となる市有地売却または対話への参加について質問がある場合は、別紙の質問書に必要事項を記入し、次の提出期限までに連絡先 E メールアドレス宛てに送付してください。 ※件名は必ず【対話等質問書】としてください。

- ・提出期限 令和6年7月17日（水）午後5時30分まで（必着）
- ・回答方法 すべての質問及び回答をまとめたものを西宮市ホームページ上に掲載
- ・回答期限 令和6年7月23日（火）

## (3) 対話の予約・受付（事業者によるエントリーシートの提出）

- ・対話への参加には、募集条件（骨子）の[4 参加事業者の資格]を満たしていることが必要です。
- ・参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、令和6年7月22日（月）から7月26日（金）午後5時30分までに連絡先 E メールアドレス宛てに参加申込を行ってください。（必着）  
※件名は必ず【対話参加申込】としてください。
- ・対話の実施期間は、令和6年8月20日（火）から8月23日（金）を予定してします。 ※申込状況により、変更になる場合があります。
- ・対話に出席する人数は1グループにつき5名程度としてください。構成企業の全員が出席することは求めませんが、可能な限り対話項目に関係する事業者は出席するようにしてください。
- ・対話の対象項目については、主に募集条件（骨子）の[3 事業提案型公募手続きの概要]に記載の内容を対象としています。これらの対象項目は本市として留意すべき事項と考える一方で、これらをそのまま募集要項の条件とした場合、行政ニーズと市場バランスが取れずに公募事業が不調に終わる可能性があります。そのため、例えば、評価の考え方として挙げた地域に貢献する取り組みの提案（例）が適当なのか、また、事業として成立するのか、などを対話することで実現可能な地域貢献につながる、適正な土地利用を誘導したいと考えています。

## (4) 対話日時及び場所の決定・通知

申込状況を踏まえて、本市で実施日時を調整・決定のうえ、令和6年8月1日（木）までに E メールにて通知します。実施場所も併せて通知します。（参加事業者数により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください）

## **(5) “対話”の実施**

申込のあった民間事業者との間で、1グループ1時間程度（最長）の対話を実施します。対話当日は、説明の補足に必要な資料等を持参することができます。

## **(6) 対話結果（概要）の公表**

対話結果（概要）の公表にあたっては、参加事業者の名称、事業者の知的財産に関わる事項等は非公表とします。また、公表にあたっては事前に参加事業者に内容確認を依頼しますので、本市からの依頼後、速やかに確認をお願いします。なお、確認の依頼はEメールにて行います。

## **4 その他**

### **(1) 参加事業者の扱い**

- ・対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。対話を実施している間は、他のグループの事業者は入場できません。
- ・必要に応じて追加で対話を実施する場合があります。実施の際には本市から事前に連絡します。
- ・参加事業者の名称は公表しません。
- ・対話参加の実績は、後の事業者公募の評価の対象とはなりません。

### **(2) 対話に要する費用**

対話の参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とします。

### **(3) 西宮市の体制**

政策局政策総括室政策推進課（施設・まちづくり担当）及び関係課

## **5 連絡先**

西宮市政策局政策総括室政策推進課（施設・まちづくり担当）

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

T E L : 0798-35-3485

Eメール : saihaichi@nishi.or.jp